

**いじめ問題対策委員会** 22条

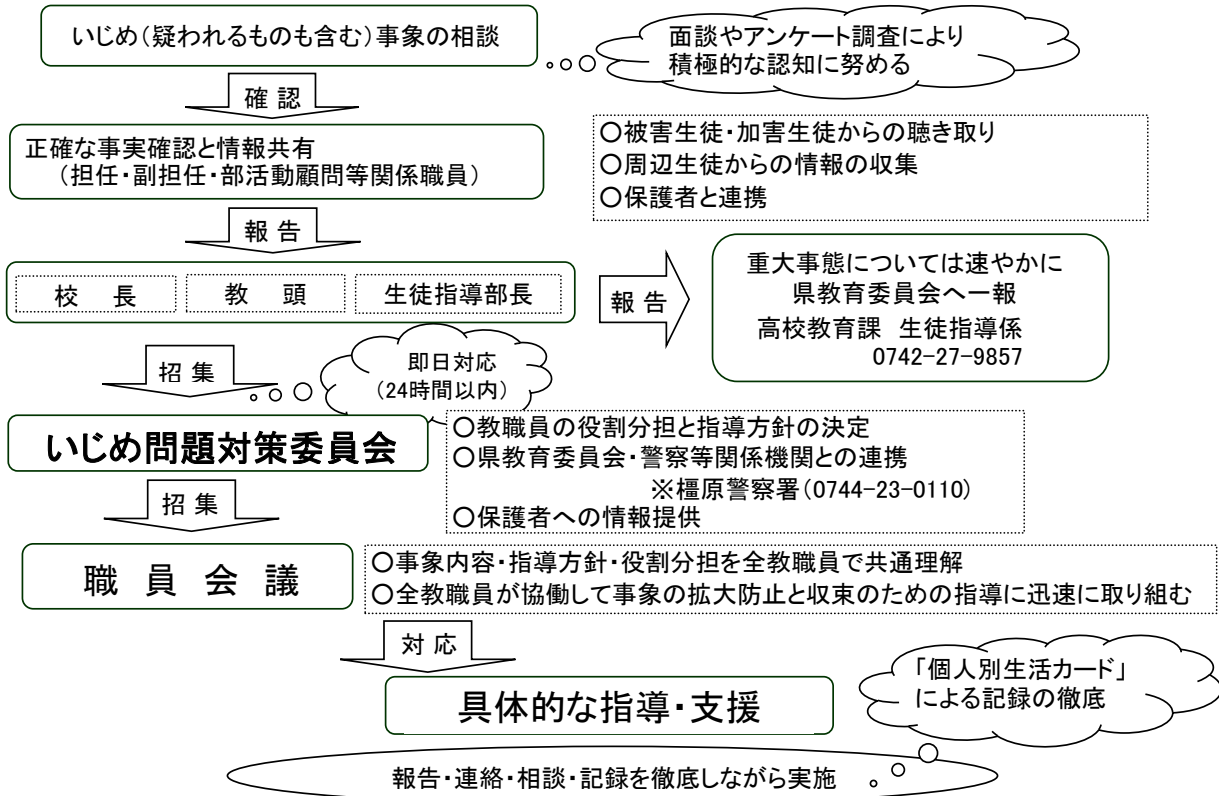
校長・教頭・生徒指導部長・人権教育部長・教育相談係  
当該学級担任・養護教諭

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

**組織対応の流れ**



**被害者への支援**

- 共感的に受け止める
- 伝えること
    - ・学校として「何としても守る」という姿勢
    - ・プライバシーの保護
  - 確認すること
    - ・身体の被害状況(診断書)
    - ・金品の被害状況
    - ・カウンセリングの必要性
    - ・警察への被害申告の意志
  - 留意すること
    - ・再発や潜在化
    - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

**加害者への指導**

- 毅然とした態度で
- 伝えること
    - ・いじめは決して許されない行為であること
    - ・いじめられた側の心の痛み
    - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
  - 確認すること
    - ・カウンセリングの必要性
  - 留意すること
    - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
    - ・加害者が被害者になること
    - ・保護者との連携

**友人・知人への指導・支援  
(傍観者等)**

- みんなを守るという姿勢
- 伝えること
    - ・いじめられた側の心の痛み
    - ・傍観者等も加害者であること
    - ・プライバシーの保護
  - 確認すること
    - ・カウンセリングの必要性
  - 留意すること
    - ・傍観者等が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

県教育委員会への報告

**重大事態への対応**

- ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	・教育相談研修 ・いじめ問題研修	・いじめ問題対策委員会①		・いじめ問題対策委員会② ・教育相談研修	人権研修	
未然防止	・仲間づくりHR	・人権学習会	・人権学習会	・生徒指導講演会		・生徒指導講演会
早期発見	・個人面談	・三者面談		・いじめアンケート調査		・個人面談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	・教育相談研修		いじめ防止強化月間 ・いじめ問題対策委員会③ ・いじめ問題研修			・いじめ問題対策委員会④ まとめ
未然防止	・生徒指導HR	・公開授業週間 ・人権HR	・生徒指導HR	・人権学習会		・入学者説明会
早期発見				・いじめアンケート調査 ・個人面談		

### 未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・生徒の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育の充実
  - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒の様子把握
  - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携

### 早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付く力”を高める
    - ※ 校内職員研修の実施
    - 校外で行われる研修会への参加
  - ・生徒、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡視
  - ・定期的な面談による情報収集  
(生徒・保護者等)
  - ・アンケート調査の定期的な実施
    - ※ 生徒等へのアンケート調査の実施
    - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
  - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
  - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
  - ・申し送り事項の確認と徹底